

令和4年第5回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年5月6日（金）午後2時10分から午後4時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 栗本 京治、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適化推進委員	熊澤 政行、 佐橋 和弘、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 鈴木 好則、 奥村 松市、 奥村 榮造、 三宅 静喜
事務局	局長 高井美樹、 課長 後藤道広、 係長 山口嘉之、 再任用職員 前田 晃
議案	第26号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第27号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第29号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第30号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和4年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、10番伊藤卓委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第2、議案第26号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権

移転申請について説明します。

申請の内訳は、使用貸借権の設定1件と売買による所有権移転1件の合計2件です。

受付番号1番は、三重県桑名市の方と美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定です。

菅刈地内において、使用借人は兄が相続により所有した農地を貸借して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

貸人である兄は遠方に住んでいるため、農地の管理が困難である。借人である妹が、新たに就農すると同時に管理を行う。借人は、居住地である美濃加茂市でも就農の予定があります。

受付番号2番は、矢戸の方と矢戸の方の間における売買による所有権移転です。

矢戸地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、菅刈をお願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、使用貸人は相続により農地を取得したが遠方に居住しており管理ができないため、使用借人である妹夫婦が新規に就農して耕作管理され、問題ないと思います。

議 長 受付番号2番、矢戸をお願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村が受付番号2番について報告します。

受付番号2番は、現況は畑として耕作されており、隣接地を所有する譲受人が経営規模の拡大として取得され耕作されるため、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見なしの声あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第26号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第3、議案第27号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一

体利用して貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和60年頃から貸駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

4条受付番号2番と同時申請となります。

受付番号2番は、瑞浪市の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和60年頃から貸駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

4条受付番号1番と同時申請となります。

受付番号3番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見地内で、一般個人住宅及び倉庫・車庫敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和45年5月頃から住宅の一部として利用しているため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤から現地確認の報告をします。

受付番号1番、2番は、一体利用地となりますので、併せて報告いたします。

昭和60年頃から一体利用して、貸駐車場として8台分に整備され、近隣の方に貸しておられたため、始末書を添付しての転用申請です。隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 受付番号3番、広見をお願いします。

樋口委員 農業委員13番の樋口から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、申請者が、相続により取得したが、昭和45年5月頃から宅地の一部として利用されており、始末書が提出されています。隣接地は、自己所有宅地で、農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【質疑なしの声多数】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第27号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員	議長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 27 号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	議長	<p>続きまして、日程第 4、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号 20 番の案件は、書類不備のため審議先送りとなっております。</p> <p>また、受付番号 1 番の案件が、日程第 5、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。</p>
事務局	局長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>日程第 4、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 15 件、使用貸借権の設定 1 件、贈与による所有権移転 1 件、賃借権の設定 1 件、売買による所有権移転と賃借権の設定 1 件の合計 19 件です。</p> <p>併せて審議いただく、日程第 5、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 1 件です。</p> <p>5 条、受付番号 1 番は、名古屋市熱田区の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、2 区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>事業計画変更受付番号 1 番と同時申請となります。</p> <p>同時申請である事業計画変更受付番号 1 番の説明をします。</p> <p>事業計画変更受付番号 1 番は、広見の法人と広見の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、2 区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>当初事業者は 1 区画に宅地分譲する計画であったが、資金繰りが難航し事業を実施できなかった。事業承継者は隣接地も取得できることになったため、併せて 2 区画に宅地分譲したいとのことです。</p> <p>5 条受付番号 1 番と同時申請です。</p> <p>5 条、受付番号 2 番は、今渡の方と多治見市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、アトリエ及びドッグランと物置敷地にするとのことです。</p>

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのことです。

令和元年5月頃からアトリエとして利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号4番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、川合の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、川合地内で、サービス付き高齢者向け住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。

受付番号6番は、土田の方と土田の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

昭和44年頃から宅地への進入路として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号7番は、土田の方と名古屋市瑞穂区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めます。

転用事業者は、土田地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求

めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号9番は、名古屋市千種区の方と愛知県犬山市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号10番は、塩の方と愛知県長久手市の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

転用事業者が1人から2人に変更になったことにより、農振除外の目的変更申請をされ、令和4年4月1日付けで受理済みです。

事前着手されているため、始末書の提出を依頼中です。

受付番号11番は、各務原市の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、9棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地となります。

日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の申請済みです。

令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号12番は、矢戸の方外1名と名古屋市南区の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接地で生産するイチゴの出荷管理施設、来園者・社員用駐車場、ハウス用受電設備、夜冷庫を設置するとのことです。

立地基準判定は、農振農用地ですが、農振法に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するものとなります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、U字溝を設置するとのことです。

農振除外における用途変更が申請されていて、公告待ちです。

受付番号13番は、今渡の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

令和3年2月9日付けで農振除外されています。

事前に埋立て工事中のため、中止させ、始末書の提出を依頼中です。

受付番号14番は、今の方と今の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今地内で、隣接地を一体利用して庭を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請案件の残地のみで、申請地より高い位置にあるため、被害防除は不要とのことです。

現地は、事前着手され工事施工中につき、始末書の提出を依頼中です。

受付番号15番は、大森の方外1名と大森の法人が、賃借権の設定及び売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、資材置場、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成26年月日不詳より、駐車場敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号16番は、御嵩町の方外2名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、8棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

開発協議が必要な案件となり、都市計画法の申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号17番は、平貝戸の方と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許

可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号18番は、広見の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号19番は、広見の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号20番は、書類不備により審議先送りです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から4番及び事業計画変更受付番号1番、今渡お願いします。

熊澤委員

推進委員1番の熊澤が受付番号1番から4番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番の案件と事業計画変更受付番号1番は、同時申請となりますので、併せて報告いたします。令和3年12月に5条許可した農地と隣接地を一体利用して、2区画に宅地分譲するものです。第1種住居地域で、道路が狭いためセットバックし、新設側溝を敷設し既設側溝へ接続して雨水排水先を確保され、問題ないと思います。

受付番号2番は、母の所有地を娘さんが借りて、令和元年5月頃からコンテナを置き、アトリエとして利用されていたため、始末書が提出されています。転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、隣接者が住宅の庭及び駐車場として整備する申請です。転用されても問題ないと思います。

受付番号4番は、受付番号3番と同一場所で、こちらも隣接者が住宅の庭及び駐車場として整備する申請です。転用されても問題ないと思います。

議 長

受付番号5番、川合お願いします。

大澤委員	<p>農業委員2番の大澤が受付番号5番の案件について報告します。</p> <p>受付番号5番は、譲渡人が高齢となり農業の承継者もないため、今回売買により手放されることになり、譲受人は、サービス付き高齢者向け住宅を建築される計画です。</p> <p>一体利用地は、土地改良区の水路敷で、不要となったため、払下げをした土地です。</p> <p>周囲に農地は無く、転用されても問題ないと思います。</p>
議長 小林委員	<p>受付番号6番から8番、土田お願いします。</p> <p>農業委員4番の小林が受付番号6番の案件について報告します。</p> <p>受付番号6番は、土田の住宅地で、既存の個人住宅への進入路として昭和44年頃から利用されており、周辺の住宅の建替えにより譲渡人名義であったことが判明し申請されたものです。始末書も提出されており、周囲に農地もありませんので、転用されても問題ないと思います。</p>
佐橋委員	<p>推進委員2番の佐橋が受付番号7番、8番の案件について報告します。</p> <p>受付番号7番は、1区画に宅地分譲するもので、道路側溝、上下水道共に整備されており、転用されても問題ないと思います。南側に農地がありますが、コンクリートブロックを設置される計画で対応できると思います。</p> <p>受付番号8番は、譲受人が一般個人住宅を建築する計画で、道路側溝、上下水道共に整備されており、転用されても問題ないと思います。</p>
議長 勝野委員	<p>受付番号9番、東帷子お願いします。</p> <p>推進委員3番の勝野が受付番号9番の案件について報告します。</p> <p>受付番号9番は、譲受人が一般個人住宅を建築する計画で、土地改良事業が実施された時期に整備された土地です。道路側溝、上下水道共に整備されており、転用されても問題ないと思います。</p>
議長 若尾委員	<p>受付番号10番、11番、塩お願いします。</p> <p>農業委員6番の若尾が受付番号10番、11番の案件について報告します。</p> <p>受付番号10番は、農家住宅を建築する計画で、農振除外の手続きも済ませておられます。周辺は住宅化しており、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。</p> <p>現地確認時に、埋立てが開始されており、始末書の提出を依頼中です。</p> <p>受付番号11番は、分譲住宅9棟を建築する計画で、農振除外の手続きも済ませておられます。上下水道共に整備されており、問題ないと思います。</p>
議長 奥村(廣)委員	<p>受付番号12番、矢戸お願いします。</p> <p>推進委員4番の奥村が受付番号12番の案件について報告します。</p> <p>受付番号12番は、隣接地で生産するイチゴ関連施設で転用される申請で、農振除外における用途変更申請も提出されており、問題ないと思います。</p>
議長 飯田委員	<p>受付番号13番、下切お願いします。</p> <p>推進委員5番の飯田が受付番号13番の案件について報告します。</p> <p>受付番号13番は、道路改良事業による残地を貸駐車場にする転用申請です。</p> <p>事前に埋め立てをしていたため、始末書の提出を依頼中です。</p> <p>周囲には農地は無く、問題ないと思います。</p>
議長	<p>受付番号14番、今お願いします。</p>

玉 木 委 員	<p>農業委員 8 番の玉木が受付番号 14 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 14 番は、隣接地を一体利用して、自宅の庭を整備するもので、現地確認時には工事を施行中で、始末書の提出を依頼しました。</p> <p>現地は、今城址に隣接する土地で、該当地は山林化していたため、文化財課の立ち合いは済ませており、問題ないと思い工事を開始したとの事です。</p> <p>転用に関しては、他への影響も無いので、問題ないと思います。</p>
議 長 伊 藤 委 員	<p>受付番号 15 番、大森お願いします。</p> <p>農業委員 10 番の伊藤が受付番号 15 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 15 番は、隣接の事業者が、駐車場及び資材置場として整備するもので、一部が駐車場として利用されており、一部は耕作放棄地状態となっています。平成 26 年頃から駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。</p>
議 長 栗 本 委 員	<p>受付番号 16 番、17 番、平貝戸お願いします。</p> <p>農業委員 12 番の栗本が受付番号 16 番、17 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 16 番は、8 棟の分譲住宅を建築するもので、農振除外もされ、土地改良区の同意もあり、隣接地での開発と同様の取り扱いとして、問題ないと思います。</p> <p>受付番号 17 番は、2 棟の分譲住宅を建築するもので、譲渡人が高齢となり、耕作管理が困難となったため売買されるとの事です。土地改良区の同意もあり、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。</p>
議 長 樋 口 委 員	<p>受付番号 18 番、広見お願いします。</p> <p>農業委員 13 番の樋口が受付番号 18 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 18 番は、2 棟の分譲住宅を建築するもので、農振除外の手続きもされています。周囲にはまだ水田があり耕作されているため、東側から来る用水を確保し、管理できるように施工するとの事です。</p> <p>雨水排水は、側溝が無いので、新設側溝を敷設されますが、流末が無いので、自費工事申請時に担当課と協議が必要です。転用申請では、浸透柵を設置して処理するとなっています。現況の申請内容では、問題ないと思います。</p>
議 長 三 宅 委 員	<p>受付番号 19 番、石井お願いします。</p> <p>推進委員 9 番の三宅が受付番号 19 番の案件について報告します。</p> <p>受付番号 19 番は、2 棟の分譲住宅を建築するもので、隣接地東側がまだ耕作されている農地のため、排水先について確認したところ、新設される道路側溝への排水として、確認ができました。</p> <p>農振除外の手続きもされ、土地改良区の同意、上下水道共に整備されており、コンクリートブロックを設置され、転用されても、問題ないと思います。</p> <p>瀬田川堤防道路との法面について、防草対策で何か対策がされると良いと思います。</p>
議 長	<p>只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
玉 木 委 員	<p>受付番号 1 番と事業計画変更 1 番の案件について、当初事業計画より 4 倍以上の面積となるが、変更申請内容の事業が実施できるのか。</p>

事務局 事業者が変更となり、資金証明も提出されており、問題ないと思います。

大澤委員 始末書の提出案件が多いように感じる。長年無断転用していて、農地への復旧が無理な案件もあれば、申請後、許可前に埋めている事前着手など色々あるが、始末書を提出すれば、全て許可、承認するのは考える必要があると思う。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

今回、事務局の説明の中に、始末書の提出を依頼中の案件が3件あります。審議、承認する中で関係書類である始末書が提出されていないと、許可、承認できないと思いますから、取り扱いをしっかりと決めていきたいと思います。

小林委員 5条受付番号20番の案件は、必要書類である関係機関の承諾書が提出されていないため審議先送りとなっている。始末書の取り扱いをしっかりと決めて審議を進めた方がいい。

中村委員 総会までの提出、許可日までの提出、として決めた方がいいと思います。

事務局 今月の始末書については、現地確認時に事前着手等が判明し、始末書の提出を依頼した件数が3件あります。始末書の提出については、承諾は得ているが、連休があり、総会までに提出されていないため、依頼中としています。今後はしっかりと期日を決め、対応していきます。

栗本委員 転用事業者が埋立てをするのではなく、業者が作業をするので、業者を指導する必要がある。

事務局 業者指導を今後もしっかり行います。

局長 始末書については、いろいろなケースがあるが、事務局としてしっかりと対応していきたい。

菱川委員 5条受付番号12番の案件で、農振の用途変更が申請されていて、告示待ちと説明がありましたが、同時申請ができるのですか。

事務局 同時申請できます。今回は、用途変更告示が先にされると確認しています。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

【質疑・質疑なし】

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第28号受付番号10番、13番及び14番については、始末書の提出、受付番号12番については、用途変更告示を条件として、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 また、議案第28号受付番号1番から9番、11番及び15番から19番及び議案第29号について、許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第28号及び第29号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

但し、議案第28号受付番号10番、13番及び14番については、始末書の提出、受付番号12番については、用途変更告示を条件とします。

議長 続きまして、日程第6、議案第30号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを

議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第6、議案第30号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は3件です。

受付番号1番、下恵土の方が所有する下恵土地内の畑です。

該当農地は、昭和40年頃まで耕作していましたが、昭和40年に住宅を建築し、現在に至るとのことです。

受付番号2番、美濃加茂市の方が所有する菅刈地内の畑です。

該当農地は、昭和35年以前まで耕作していましたが、昭和35年以前から山林化し、現在に至るとのことです。

受付番号3番、二野の方外5名が所有する二野地内の畑です。

該当農地は、昭和30年頃まで耕作していましたが、昭和40年頃より山林原野化し、現在に至るとのことです。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言を求めます。

受付番号1番、下恵土お願いします。

中村委員

農業委員3番、中村が報告します。

昭和40年に住宅が建築され、50年が経過しており、非農地として問題ないと思います。

議長

受付番号2番、菅刈お願いします。

奥村(久)委員

農業委員5番、奥村が報告します。

菅刈地内の山中にある農地で山林化しており、周囲も山林で日照も悪く、非農地として問題ないと思います。

議長

受付番号3番、二野お願いします。

奥村(武)委員

農業委員9番、奥村が報告します。

昔は二野から大森へ抜ける道がありましたが、利用がなく道自体が不明であり、現地へたどり着けない山中にあり、事務局と航空写真、提出された写真で山林化していると判断しました。非農地として、問題ないと思います。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

【質疑なしの声多数】

議長

ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第30号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

【異議なしの声多数】

議長

異議ないものと認め、議案第30号は原案のとおり承認することに決しました。

議長

続きまして、日程第7、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

はじめに、受付番号1番の案件は、農業委員4番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員、退席)

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 7、議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画について説明します。

今月の申請は、3 件です。

最初に、受付番号 1 番について説明します。

受付番号 1 番は、多治見市の方と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の
設定です。

羽崎地内の該当農地について、令和 7 年 5 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませ
んか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 31 号、受付番号 1 番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議
ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 31 号、受付番号 1 番は、原案のとおり承認し、市に報告す
ることに決しました。

それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。

(小林司朗委員 着席)

議 長 引き続き、議案第 31 号を議題といたします。

受付番号 2 番、3 番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 受付番号 2 番、3 番について説明します。

受付番号 2 番は、各務原市の方と塩河の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の
設定です。

塩河地内の該当農地について、令和 9 年 5 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 3 番は、塩河の方と塩河の方との間での新規の貸借権の設定です。

塩河地内の該当農地について、令和 10 年 5 月までの 6 年間、利用集積を図るもので
す。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませ
んか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 31 号、受付番号 2 番、3 番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議
ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 31 号、受付番号 2 番、3 番は、原案のとおり承認し、市に
報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の4月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数8件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)届出書の4月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数2件)

農業用施設の届出書の4月届出分です

別添資料3をご覧ください(3件)

続きまして、4月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今回は、3件の相続に伴う届出があり、田は0筆、畑は21筆、面積8,130.25㎡で、田と畑の合計は21筆で、面積は8,130.25㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は5月30日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第6回農業委員会総会は、令和4年6月2日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

農業委員会による最適化活動の推進等について説明

議長 これをもちまして、令和4年第5回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。